

○いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例施行規則

平成13年12月26日いわき市規則第61号

いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例（平成13年いわき市条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(障害者の使用料の免除の手續)

第2条 条例第3条第1項本文の規定により使用料の免除を受けようとする者は、利用しようとする公の施設の職員に対し、障害者にあつては当該障害者に係る身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、介護者にあつては当該障害者の介護のため同伴する旨を申し出なければならない。

2 条例第3条第1項ただし書の規定により使用料の免除を受けようとする者は、利用しようとする公の施設に係る規則の定めるところにより申請しなければならない。

(高齢者の使用料の免除の手續)

第3条 条例第4条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、利用しようとする公の施設の職員に対し、65歳以上であることを証する書類を提示しなければならない。

(児童生徒等の使用料の減免の手續)

第4条 条例第5条第1項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、利用しようとする公の施設に係る規則の定めるところにより申請しなければならない。

2 条例第5条第2項及び第3項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、利用しようとする公の施設の職員に対し、市の区域内に住所を有する児童生徒等であること又は市の区域内に存する学校に在学若しくは保育所に在所する児童生徒等であることを証する書類を提示しなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(施行日前の特例)

2 条例附則第2項前段の規定により使用料を減免する場合には、この規則の施行の日前においても必要な減免の手続を行うものとする。